

## (仮称) 生駒市樹林地バンク制度 「運用の流れ」【案】

### 目的

生駒市緑の基本計画に掲げる“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向け、「樹林地の所有者」と「樹林保全活動グループ」を繋ぎ、「樹林保全活動グループ」による樹林の保全を進め、もって市内の優良な樹林を次世代に引き継ぐことを目的とする。

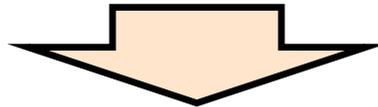
### 内容

樹林地を貸してもよい又は手入れを希望する「樹林地の所有者」と樹林の保全、育成、管理に関心のある市民団体、企業、自治会、学校等（樹林保全活動グループという）が樹林地バンクに登録し、市が仲介の役割をすることにより、双方が協議の上協定書を締結する。

「樹林保全活動グループ」は協定に基づき樹林保全活動を行う。

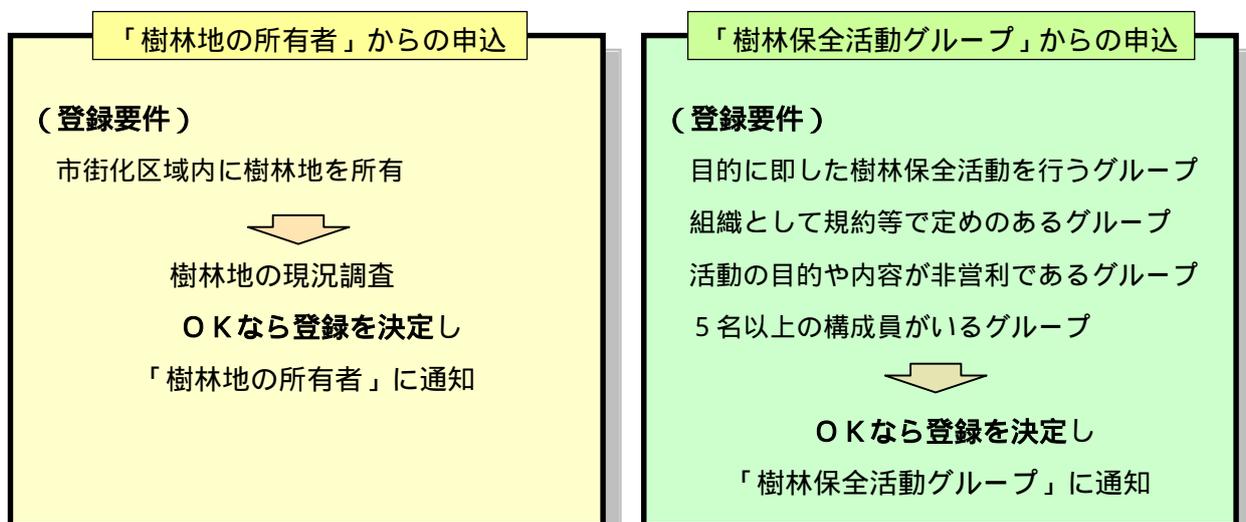
### 制度のPRと登録の募集

「樹林地バンク制度」について、市ホームページや市広報紙で紹介すると同時に、「樹林地の所有者」と「樹林保全活動グループ」について、樹林地バンクへの登録を募集する。



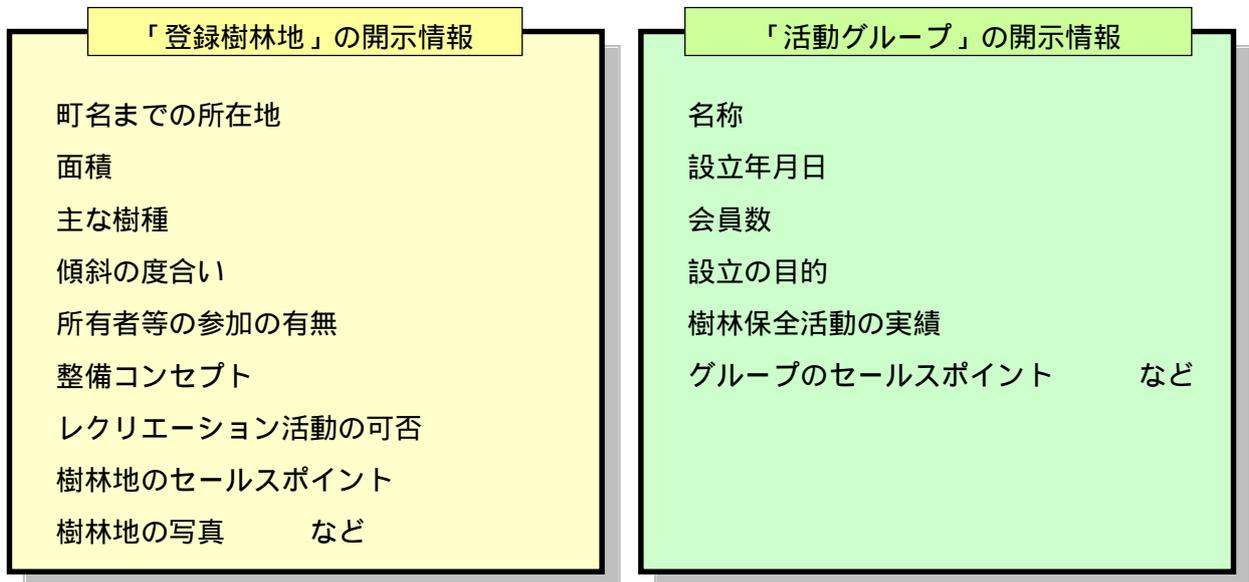
### 登録の手続き

登録を受けようとする「樹林地所有者」や「樹林保全活動グループ」は、申し込みをする。



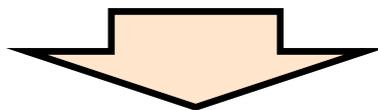
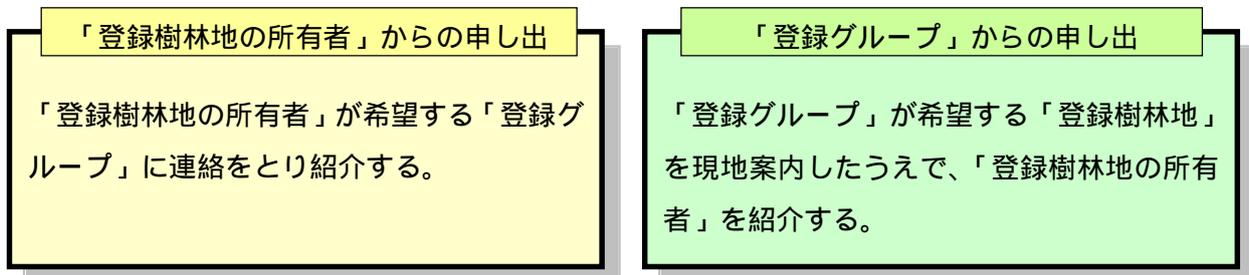
## 登録樹林地・登録グループの情報提供

「登録樹林地」と「登録グループ」の情報を市ホームページに掲載すると同時に、「登録樹林地の所有者」や「登録グループ」に対して情報提供する。



## 紹介の申し出

「登録樹林地の所有者」・「登録グループ」から紹介の申し出があった場合



## 協定の締結

双方で樹林地の使用について十分に話し合い、合意できれば樹林地使用の協定を締結する。

なお、協定書の内容については、市は「登録樹林地の所有者」や「登録グループ」に対して協定書の（書式例）を渡す。また、希望があれば司法書士の情報を提供（紹介はしない）することができる。

成立・不成立についての結果は、「登録樹林地の所有者」又は「登録グループ」から市へ報告する。

協定書締結までの調整（合意ができず不成立の場合は、再度、紹介可能）は市が行う。

市の支援

「登録樹林地の所有者」や「登録グループ」に対して、次の支援をすることができる。

「登録樹林地の所有者」への支援

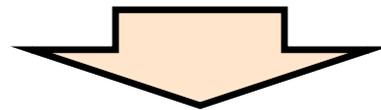
「登録樹林地の所有者」や「登録グループ」に対して、申し出があれば司法書士の情報提供や自然生態のアドバイザーを派遣することができる。

「登録グループ」への支援

「登録樹林地の所有者」や「登録グループ」に対して、申し出があれば司法書士の情報提供や自然生態のアドバイザーを派遣することができる。

「登録グループ」に対して、樹林保全活動に関する情報の提供（助成事業・講習会等への案内など）をする。

市の役割はここまで



樹林地の整備実施

実施後のトラブルに関しては  
双方の責任において解決

